

### Ⅲ 外食の範囲

(社員食堂での飲食料品の提供)

問49 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料  
品を飲食させる役務の提供をいいます。

会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において、社員や職  
員に、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当  
し、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5-9-9）。

(セルフサービスの飲食店)

問50 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10  
月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料  
品を飲食させる役務の提供をいいます（消法2①九の二、別表1ーイ）。

セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の  
飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させていますので、軽減税率の適用対象となりませ  
ん。

(屋台等での飲食料品の提供)

問51 屋台のおでん屋やラーメン屋、フードイベント等での飲食料品の提供は、軽減税率の適  
用対象となりますか。また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台  
のお好み焼きや焼きそばの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改  
訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料  
品を飲食させる役務の提供をいい、「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンター等その  
他の飲食に用いられる設備をいいます（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5-9-7）。

屋台のおでん屋やラーメン屋、フードイベント等で、テーブル、椅子、カウンター等の飲  
食設備で飲食させている場合は、軽減税率の適用対象となりません。

ここでいう飲食設備は、飲食のための専用の設備である必要はなく、また、飲食料品の提  
供を行う者と飲食設備を設置又は管理する者（以下「設備設置者」といいます。）が異なる  
場合であっても飲食料品の提供を行う者と設備設置者との間の合意等に基づき、当該飲食  
設備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているときは、「飲食設備」に

該当します（基通5-9-8）。

そのため、屋台を営む事業者が、

- ① 自らテーブル、椅子、カウンター等を設置している場合
- ② 自ら設置はしていないが、例えば、設備設置者から使用許可等を受けている場合は、軽減税率の適用対象となりません。

一方、

- ③ テーブル、椅子、カウンター等がない場合
- ④ テーブル、椅子、カウンター等はあるが、例えば、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等をとっておらず、顧客が使用することもあるがその他の者も自由に使用している場合

は、軽減税率の適用対象となります。

（コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食）

問52 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1-イ、基通5-9-9(3)）。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

問53 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースがあります。このようなスペースであっても、いわゆるイートインスペースに該当することから、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定するために、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認が必要でしょうか。

また、従業員専用のバックヤードや、顧客が利用するトイレ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）についても同様でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（消法 2①九の二、別表 1-イ）。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースであっても、飲食設備に該当します（基通 5-9-7）。そのため、その休憩スペースにおいて顧客に飲食料품을飲食させる役務の提供は「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（消法 2①九の二、別表 1-イ、基通 5-9-9(3)）。

したがって、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているスーパーマーケットの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「休憩スペースを利用して飲食する場合はお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

なお、「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等や、従業員専用のバックヤード、トイレ、サッカー台のように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しません。そのため、ほかに飲食設備がない場合には、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) 「飲食はお控えください」といった掲示を行っている休憩スペース等であったとしても、実態としてその休憩スペース等で顧客に飲食料품을飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

(従業員専用のバックヤードで飲食する場合)

問54 当社は、スーパーマーケットを運営しています。顧客向けの休憩スペースやイートインスペースなどの飲食設備は設置していませんが、従業員が休憩時間に当社の飲食料品を購入し、従業員専用のバックヤードで飲食することがあります。この場合、軽減税率の適用対象となりますか。【令和元年7月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（消法2①九の二、別表1ーイ）。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問いませんが、従業員専用のバックヤードなどのように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しません。

したがって、貴社のように、顧客により用いられる飲食設備がないスーパーマーケットにおいて行われる飲食料品の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますので、顧客に対する意思確認は不要となります。

この点、ご質問のように、従業員が顧客として貴社の飲食料品を購入する場合も同様であり、貴社が行う飲食料品の販売は、従業員が従業員専用のバックヤードで飲食したとしても、「飲食料品の譲渡」として軽減税率の適用対象となります。

(参考) 貴社が従業員に対して一般の顧客とは異なる「従業員価格」で飲食料品を販売する場合であっても、従業員は貴社の顧客として飲食料品を購入しているものと考えられます。

また、休憩スペースなど、顧客により用いられる飲食設備を設置しているスーパーマーケットにおいては、従業員に飲食料品を販売する際、他の顧客同様、その飲食設備で飲食するかどうかの意思確認を行うなどにより適用税率を判定することとなります。

(飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法)

問55 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにもベンチ等を設置しています。当社では衛生上の観点から、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っています。

そういった掲示を行っている場合に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認はどのように行うこととなりますか。【平成30年11月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます（消法2①九の二、別表1ーイ）。「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースやベンチ等であっても飲食設備に該当します（基通5-9-7）。そのため、このような休憩スペースやベンチ等において顧客に飲食料품을飲食させる役務の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5-9-9(3)）。

一方で、テーブルや椅子等がある場合であっても「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等については、飲食設備に該当しません（問53《スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食》参照）。

ご質問の場合、掲示により休憩スペースのみを飲食可能な設備として指定しているため、それ以外のベンチ等は、飲食に用いられないもの（飲食設備に該当しないもの）と考えられます。

ただし、店舗には顧客が飲食可能な休憩スペース（飲食設備）があるため、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますが、その際には、例えば「お買い上げの商品を休憩スペースを利用してお召し上がりになる場合にはお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法により意思確認を行うこととして差し支えありません。

(イトインスペースで飲食される物の限定)

問56 当社は、スーパーマーケットを運営し、弁当や惣菜等の販売を行っています。店舗には、テーブルや椅子を設置したイトインスペースがありますが、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イトインスペースでお召し上がりいただけます」と掲示しています。その場合、飲み物やパン以外の飲食料品（弁当や惣菜等）を販売する際にも、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認が必要ですか。【平成30年11月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（消法2①九の二、別表1ーイ）。そのため、スーパーマーケットのイトインスペースにおいて顧客に飲食料品を飲食させる役務の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5-9-9(3)）。

飲食設備のあるスーパーマーケットでは、飲食料品を販売する際には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

ただし、ご質問のように、イトインスペースにおいて飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行うなどして実態としてそれら以外の飲食料品を顧客に飲食させていない場合、それら以外の飲食料品については、そのイトインスペースにおいて飲食されないことが明らかであることから、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) 飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行っていたとしても、実態としてそれら以外の飲食料品も顧客に飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の適用対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。

(コーヒーチケットの取扱い)

問57 当店は、喫茶店営業を行っており、当店で使用することができる5枚つづりのコーヒーチケットを販売しています。なお、当社がこのコーヒーチケットと引換えに提供するコーヒーは、店内で飲むことも、持ち帰ることも可能です。このコーヒーチケットの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年11月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「持ち帰り」は、これに含まないものとされています（消法2①九の二、別表1ーイ）。そして、「食事の提供」に該当する

のか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において顧客に意思確認を行うなどにより判定することとされています（基通5-9-10）。

ご質問のようなコーヒーチケットとの引換えによるコーヒーの提供は、顧客にそのコーヒーチケットと引き換えにコーヒーを提供した時に消費税の課税の対象となります（基通9-1-22）。

このため、顧客にコーヒーを提供する時に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法により、軽減税率が適用されるかどうかを判定していただくこととなります。

（参考） コーヒーチケット（物品切手）の発行は、消費税の課税の対象外です（基通6-4-5）。しかしながら、コーヒーチケットを発行した際に、発行時の売上計上と合わせて、消費税の課税の対象とする方法も継続適用を要件として認められています。店内飲食と持ち帰りの共用のコーヒーチケットでは、その発行時点において適用税率を判定することはできません。このため、例えば、店内飲食用のチケットと持ち帰り用のチケットを区分して発行するといった対応も考えられます。

（ファストフードのテイクアウト）

問58 ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますが、いわゆる「テイクアウト」など、「飲食料品を、持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡」（以下「持ち帰り」といいます。）は、これに含まないものとされています（消法2①九の二、別表1-イ）。

事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」に該当するの、又は「持ち帰り」に該当するの、その飲食料品の提供を行った時において、例えば、その飲食料品について、その場で飲食するの、又は持ち帰るの、を相手方に意思確認するなどの方法により判定していただくこととなります（基通5-9-10）。

（飲食店で残りを持ち帰る場合）

問59 当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するの、又は「持ち帰り」とな

るのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5-9-10）。

したがって、ご質問のような、その場で飲食するために提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

（セット商品のうち一部を店内飲食する場合）

問60 当店はファストフード店ですが、一の商品であるハンバーガーとドリンクのセット商品を販売する際に、顧客からドリンクだけを店内飲食すると意思表示された場合の適用税率について教えてください。【令和元年7月追加】

【答】

ご質問のハンバーガーとドリンクのセット商品は、一の商品であることから、意思確認の結果、そのセット商品の一部（ドリンク）を店内飲食し、残りを持ち帰ると申し出があったとしても、貴店は、一のセット商品の一部をその場で飲食させるために提供することになります。

したがって、そのセット商品の販売は、「食事の提供」に該当し、顧客がドリンク以外を持ち帰ったとしても軽減税率の適用対象となりません。

（参考） 持ち帰りのハンバーガーと店内飲食するドリンクを単品で販売する場合、持ち帰りのハンバーガーは「飲食料品の譲渡」として軽減税率の適用対象となり、店内飲食するドリンクは「食事の提供」として軽減税率の適用対象となりません。

（回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合）

問61 当店は、回転寿司店ですが、提供した寿司を顧客がパック詰めにして持ち帰ることもできます。顧客がパック詰めした寿司は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成30年11月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料点を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5-9-10）。

したがって、店内で飲食する寿司と区別されずに提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後、顧客がパック詰めにして持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、顧客が持ち帰り用として注文し、パック詰めにして販売するものは、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(飲食店のレジ前の菓子等の販売)

問62 飲食店のレジ前にある菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます(消法2①九の二、別表1-イ、基通5-9-9)。

ご質問のように飲食店のレジ前にある菓子の販売は、単に飲食料品を販売しているものと考えられることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料)

問63 当社は、ラーメン屋を営んでおります。ラーメンの提供のほか、缶飲料、ペットボトル飲料をコップに入れず、缶又はペットボトルのまま提供していますが、これら飲料の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます(消法2①九の二、別表1-イ、基通5-9-9)。

ご質問の飲食店で缶飲料、ペットボトル飲料をそのまま提供したとしても、店内で飲食させるものとして提供しているものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(立食形式の飲食店)

問64 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料품을飲食させる役務の提供をいいます。また、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ又はこれら以外の設備であっても、又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であってもこれらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、「飲食設備」に該当します(消法2①九の二、別表1-イ、基通5-9-7)。

したがって、カウンターのみ設置した立食形式の飲食店で、飲食料品を飲食させる役務の提供は、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(フードコートでの飲食)

問65 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します。

ご質問のショッピングセンターのフードコートが、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとされている場合には、貴社の行う飲食料品（ラーメン等）の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」になります。

(公園のベンチでの飲食)

問66 当社は、移動販売車で「食品」を販売しています。公園のベンチのそばで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食している場合、この食品の販売は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します（基通5-9-8）。

ご質問の公園のベンチが、こうした合意等に基づき貴社の顧客に利用させることとしているものではなく、誰でもベンチを利用できる場合には、飲食設備に該当せず、貴社の飲食料品の提供は、「食事の提供」ではなく、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(合意等の範囲)

問67 他の事業者が設置する飲食設備の利用に関する「合意等」の範囲について教えてください。【令和元年7月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と当該事業者との間の「合意等」に基づき、その設備を当該事業者の「顧客に利用させること」としている場合は、これに該当します（基通5-9-8）。

この「合意等」には、契約書等で明らかにされている明示的な合意のみならず、「黙示の合意」も含まれます。

「黙示の合意」とは、飲食料品を提供する事業者が、設備設置者との明示の合意なく自らの顧客にその設備を使わせていることが設備設置者に黙認されており、かつ、飲食料品を提供する事業者がその設備を「管理支配しているような状況」をいいます。

また、ここでいう「管理支配しているような状況」とは、例えば、その設備にメニュー等を設置、顧客を案内、配膳、下膳、清掃を行っているなど、自らの飲食設備として利用させている状況が挙げられます。

(参考) 上記の「顧客に利用させること」とは、その利用目的を問いません。そのため、あくまで飲食料品を提供している事業者が、その設備を顧客に利用させている場合は、飲食用・休憩用などの目的にかかわらず、飲食設備に該当します。

(遊園地の売店)

問68 当社は、遊園地を運営しています。当社が遊園地内で運営する売店において飲食料品を販売していますが、来園者は園内で食べ歩くほか、園内に点在するベンチで飲食することもあります。この場合、遊園地という施設全体が「飲食設備」に該当し、食べ歩きも含めて軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となるのでしょうか。【令和元年7月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（消法2①九の二、別表1-イ）。飲食設備とは、飲食料品の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的は問わず、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ又はこれら以外の設備であっても、これらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当します（基通5-9-7）。

「飲食設備」とは、上記のとおり個々のテーブルや椅子等の飲食に用いられる設備を指すものですので、ご質問のように遊園地といった施設全体を指すものではありません。

その上で、売店にとっての「飲食設備」は、例えば、売店のそばに設置したテーブルや椅子など、売店の管理が及ぶものが該当しますので、園内に点在している売店の管理が及ばないベンチ等は、その売店にとっての飲食設備に該当するものではないと考えられます。

したがって、顧客が飲食料品を園内において食べ歩く場合や、売店の管理の及ばない園内に点在するベンチで飲食する場合は、売店にとっては、単に飲食料品を販売しているにすぎないことから、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

なお、売店の管理が及ぶテーブルや椅子などで顧客に飲食料品を飲食させる場合は、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。そのため、販売の際に、顧客に対してその場で飲食するかどうかの意思確認を行うなどにより適用税率を判定することとなります。

(参考) 遊園地の運営事業者(設備の設置者)と売店等の飲食料品を販売する事業者が異なる場合には、両者の間の「合意等」に基づき、その設備を売店等の顧客に利用させることとしているときは「飲食設備」に該当します。なお、「合意等」については、問67《合意等の範囲》をご参照ください。

(旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食料品の販売)

問69 列車内食堂施設で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。  
【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

列車内の食堂施設において行われる飲食料品の提供は、これに該当し、軽減税率の適用対象となりません(消法2①九の二、別表1ーイ、基通5-9-9(5))。

他方、旅客列車の施設内に設置された売店や移動ワゴン等による弁当や飲み物等の販売は、例えば、その施設内の座席等で飲食させるために提供していると認められる次のような飲食料品の提供を除き、軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します(基通5-9-9(注)2)。

- ① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供
- ② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

したがって、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、①又は②に該当する場合を除き、軽減税率の適用対象となります。

(カラオケボックスでの飲食料品の提供)

問70 カラオケボックスの客室内で飲食メニューを設置し、顧客の注文に応じて飲食料品を提供していますが、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

カラオケボックスの客室で顧客の注文に応じて行われる飲食料品の提供は、これに該当しますので、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5ー9ー9(2)）。

(映画館の売店での飲食料品の販売)

問71 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

映画館内に設置された売店で行われる飲食料品の販売は、単に店頭で飲食料品を販売しているものですので、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

なお、売店のそばにテーブル、椅子等を設置して、その場で顧客に飲食させている場合には、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当しますので、持ち帰りによる販売（持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡）である場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（基通5ー9ー9(4)）。

(注) 1 持ち帰りの販売かどうかは、顧客への意思確認等により行うこととなります（問58《ファストフードのテイクアウト》参照）。

2 売店により、例えば、映画館の座席で次のような飲食料品の提供が行われる場合には、当該飲食料品の提供は、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5ー9ー9（注）2）。

① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供

② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

(旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供)

問72 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食料品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。旅館、ホテル等（以下「ホテル等」といいます。）の宴会場や会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、それがホテル等自体又はホテル等のテナントであるレストランが行うものである場合には、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1ーイ、基通5-9-9(1)）。

また、ホテル等の客室から、ホテル等が直接運営する又はホテル等のテナントであるレストランに対して飲食料品を注文し、そのレストランが客室に飲食料品を届けるようないわゆるルームサービスは、ホテル等の客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

(ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等)

問73 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

ご質問のように、ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒税法に規定する酒類を除きます。）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（消法2①九の二、別表1ー）。

(バーベキュー施設での飲食等)

問74 当社が運営するバーベキュー場は、施設利用料1人1,500円のほか、当社が準備したメニューから、それぞれお好みの肉の種類などを選んでいただき、別途食材代を支払っていただき、いわゆる手ぶらバーベキューサービスを行っています。

この場合、施設利用料と食材代を含めた全額が軽減税率の適用対象とならないのでしょうか。【令和5年10月改訂】

【答】

バーベキュー施設内で飲食する飲食料品について、ご質問のようにそのバーベキュー施

設を運営する事業者からしか提供を受けることができない場合には、施設利用料と食材代を区分していたとしても、その全額が飲食に用いられる設備において飲食料品を飲食させる役務の提供に係る対価と認められますので、その全額が「食事の提供」の対価に該当し、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1ーイ）。

なお、飲食料品を提供する事業者が、バーベキュー施設を運営する事業者自体ではなく、その運営事業者の契約等により、顧客にバーベキュー施設の飲食設備を利用させている事業者である場合についても同様です。

（「ケータリング」や「出張料理」）

問75 顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供する「出張料理」は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和7年4月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まれないこととされています（消法2①九の二、別表1ーロ、基通5ー9ー11）。

いわゆる「ケータリング、出張料理」は、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参して調理して提供するものや、調理済みの食材を当該指定された場所で加熱して温かい状態で提供すること等をいい、具体的には以下のような場合が該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置等を行う場合

したがって、ご質問のいわゆる「出張料理」は、顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供していることから、「相手方の指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

なお、「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」であっても、次の施設において行う一定の基準を満たす<sup>※1</sup>飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象とされています（消法2①九の二、別表1ーロ、消令2の4②）。

- ① 老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者<sup>※2</sup>に対して行う飲食料品の提供
- ② 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸

学校の設置者が、その児童又は生徒の全て<sup>※3</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供

- ④ 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第2条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において行う教育を受ける生徒の全て<sup>※3</sup>に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て<sup>※3</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑥ 学校教育法第1条に規定する幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て<sup>※3</sup>に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- ⑦ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※1 上記①～⑦の施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額(税抜き)については、次の表のとおり金額基準が設けられています(注)。

|                         | 一食当たりの<br>対価の額 | 一日の累計額   |
|-------------------------|----------------|----------|
| 令和元年10月1日～<br>令和6年5月31日 | 640円以下         | 1,920円まで |
| 令和6年6月1日～<br>令和7年3月31日  | 670円以下         | 2,010円まで |
| 令和7年4月1日～               | 690円以下         | 2,070円まで |

また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合にはその方法によることとされています(令和5年財務省告示第92号)。

(注) 「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」の累次の改正に伴い、令和6年6月1日以後に行う飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象となる一食当たりの対価の額(税抜き)が640円から670円に、令和7年4月1日以後は、670円から690円に変わりました。

※2 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます。

※3 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の適用対象となります。

(家事代行)

問76 当社は、お客様の自宅に伺って料理代行サービス（食材持込）を行っておりますが、このサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まれないこととされています（消法2①九の二、別表1ー口、基通5-9-11）。

ご質問のように、顧客の自宅で料理を行い、飲食料品を提供するサービスは、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

(出前の適用税率)

問77 そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

そばの出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（消法2①九の二、別表1ー）。

(注) 顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けることは、「食事の提供」には該当せず、また、いわゆる「ケータリング、出張料理」にも該当しません。

(社内会議室への飲食料品の配達)

問78 当社では、当社内の喫茶室を営業している事業者に依頼して、社内の会議室まで飲料を配達してもらうことがあります。このような場合の飲料の配達は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

ご質問の飲料の配達は、顧客の指定した場所まで単に飲料を届けるような場合、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（消法2①九の二、別表1ー）。

ただし、その飲料の配達後に、会議室内で給仕等の役務の提供が行われる場合には、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1ー口、基通5-9-11）。

(配達先での飲食料品の取り分け)

問79 当社は、味噌汁付弁当の販売・配達を行っています。弁当と味噌汁を配達する際には、配達先で味噌汁を取り分け用の器に注いで一緒に提供していますが、この場合の味噌汁付弁当の販売は、ケータリングに該当しますか。【平成30年1月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の「役務」を伴う飲食料品の提供（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まないこととされています（消法2①九の二、別表1一口、基通5-9-11）。

この「役務」には、「盛り付け」を含むとされていますが、飲食料品の譲渡に通常必要な行為である、例えば、持ち帰り用のコーヒーをカップに注ぐような、容器への「取り分け」行為は、含まれません。

したがって、ご質問の「味噌汁を取り分け用の器に注ぐ」という行為は、味噌汁の販売に必要な行為である「取り分け」に該当し、ケータリングに該当しません（味噌汁付弁当の全体が軽減税率の適用対象となります。）。

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問80 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食500円、昼食550円、夕食640円で、昼食と夕食の間の15時に500円の間食を提供しています。

これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和7年4月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（消法2①九の二、別表1一口、消令2の4②一）。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（消令2の4②二）。

なお、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）については、次の表のとおり金額基準が設けられています（注）。

|                         | 一食当たりの<br>対価の額 | 一日の累計額   |
|-------------------------|----------------|----------|
| 令和元年10月1日～<br>令和6年5月31日 | 640円以下         | 1,920円まで |
| 令和6年6月1日～<br>令和7年3月31日  | 670円以下         | 2,010円まで |
| 令和7年4月1日～               | 690円以下         | 2,070円まで |

(注) 「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」の累次の改正に伴い、令和6年6月1日以後に行う飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象となる一食当たりの対価の額（税抜き）が640円から670円に、令和7年4月1日以後は、670円から690円に変わりました。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（令和6年5月31日までは640円以下のもの、令和6年6月1日から令和7年3月31日までは670円以下のもの、令和7年4月1日以後は690円以下のものに限る。）をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています（令和5年財務省告示第92号）。

ご質問の飲食料品の提供について、令和7年4月1日以後に行うもので、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

|             |             |             |             |                  |
|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 朝食（軽減）      | 昼食（軽減）      | 間食（軽減）      | 夕食（標準）      | 合計（内軽減税率対象）      |
| 500円 ≤ 690円 | 550円 ≤ 690円 | 500円 ≤ 690円 | 640円 ≤ 690円 | = 2,190円（1,550円） |
| （累計500円）    | （累計1,050円）  | （累計1,550円）  | （累計2,190円）  |                  |

夕食は、一食につき690円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が2,070円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

|             |             |             |             |                  |
|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 朝食（軽減）      | 昼食（軽減）      | 間食（標準）      | 夕食（軽減）      | 合計（内軽減税率対象）      |
| 500円 ≤ 690円 | 550円 ≤ 690円 | 500円 ≤ 690円 | 640円 ≤ 690円 | = 2,190円（1,690円） |
| （累計500円）    | （累計1,050円）  | 累計対象外       | （累計1,690円）  |                  |

(参考)

軽減税率の対象となる一食当たりの対価の額（税抜き）が変更される前の金額の考え方については以下のとおりとなります。

【令和元年10月1日から令和6年5月31日まで】

あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

|             |             |             |             |                  |
|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 朝食（軽減）      | 昼食（軽減）      | 間食（軽減）      | 夕食（標準）      | 合計（内軽減税率対象）      |
| 500円 ≤ 640円 | 550円 ≤ 640円 | 500円 ≤ 640円 | 640円 ≤ 640円 | = 2,190円（1,550円） |
| （累計500円）    | （累計1,050円）  | （累計1,550円）  | （累計2,190円）  |                  |

夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

|             |             |             |             |                  |
|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 朝食（軽減）      | 昼食（軽減）      | 間食（標準）      | 夕食（軽減）      | 合計（内軽減税率対象）      |
| 500円 ≤ 640円 | 550円 ≤ 640円 | 500円 ≤ 640円 | 640円 ≤ 640円 | = 2,190円（1,690円） |
| （累計500円）    | （累計1,050円）  | 累計対象外       | （累計1,690円）  |                  |

【令和6年6月1日から令和7年3月31日まで】

あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

|             |             |             |             |                  |
|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 朝食（軽減）      | 昼食（軽減）      | 間食（軽減）      | 夕食（標準）      | 合計（内軽減税率対象）      |
| 500円 ≤ 670円 | 550円 ≤ 670円 | 500円 ≤ 670円 | 640円 ≤ 670円 | = 2,190円（1,550円） |
| （累計500円）    | （累計1,050円）  | （累計1,550円）  | （累計2,190円）  |                  |

夕食は、一食につき670円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が2,010円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

|             |             |             |             |                  |
|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 朝食（軽減）      | 昼食（軽減）      | 間食（標準）      | 夕食（軽減）      | 合計（内軽減税率対象）      |
| 500円 ≤ 670円 | 550円 ≤ 670円 | 500円 ≤ 670円 | 640円 ≤ 670円 | = 2,190円（1,690円） |
| （累計500円）    | （累計1,050円）  | 累計対象外       | （累計1,690円）  |                  |

(学生食堂)

問81 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象となる「学校給食」とは、学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該施設の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供をいいますので、利用が選択制である学生食堂での飲食料品の提供はこれに該当しません（消法2①九の二、別表1一口、消令2の4②三）。

また、学生食堂での飲食料品の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

【参考】

○ 学校給食法

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(病院食)

問82 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされていることから、消費税は課されません（消法6①、別表2六、消令14）。

なお、患者の自己選択により、特別メニューの食事の提供を受けている場合に支払う特別の料金については、非課税となりません。また、病室等で役務を伴う飲食料品の提供を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（消法2①九の二、別表1一口）。

(飲食料品の提供に係る委託)

問83 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています（消法2①九の二、別表1一口、消令2の4②一）。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者で

ある有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象となりません（基通5-9-12）（問80《有料老人ホームの飲食料品の提供》参照）。